

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第14条の2第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （変更の許可等） 第14条の2第1項（要旨） 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。 第2項 ※前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、※同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。</p> <p>※第14条第5項「産業廃棄物収集運搬業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおり ※第14条第10項「産業廃棄物処分業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおり</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第10条 「産業廃棄物収集運搬業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおり （産業廃棄物処分業の許可の基準） 第10条の5 「産業廃棄物処分業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおり</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	